



号 外

No. 438

1992. 6. 16

三 池 炭 鉱
労 働 組 合

電話 53-3033
炭 電 528

保安を守り労働条件向
上のために力をあわせ
てたたかおう

また、尊い仲間の命が奪われた

これでいいのか日常の保安対策

去る六月九日午後五時五十分頃、三池炭鉱第二上層西四十卸西六片払面掘進切羽において、切羽面より手前約十五メートルが全面崩落し、その現場で働いていた掘進工二名、係員一名が生き埋めとなりました。幸いにして係員一名は生存して救出されましたが、残る猿渡富章さんと下村進さんは残念ながら遺体で収容されました。三池労組はご遺族の皆さまに衷心より哀悼の意を表します。

今日、私たちをとりまく石炭情勢は、最後の政策といわれている第九次石炭政策の中で、今後十年間に経営の多角化、新分野の開拓をはかり、石炭産業の自立体制をめざし、維持・存続をはかるための努力が求められています。しかし、なんといっても石炭産業の維持・存続の前提は、保安確立が第一義であることは言うまでもありません。特に今回の重大災害が、重大災害撲滅月間中に発生したことは、三池炭鉱の日常における保安対策の欠陥を暴露したことは明白であります。

三池労組は、今次災害に抗議するとともに、原因究明および保安団交の申し入れを行い、これからの災害を未然に防止する立場から、日常の保安対策を一層強化するよう要求してまいります。

旧態依然の保安対策を改めよ

三池炭鉱における重大災害の実態は、合理化を強行するたに災害をくり返し、昭和二十年から今回の重大災害を含めて一、一七名にのぼる炭鉱労働者が会社の保安軽視によって命を奪われています。なぜ、三池炭鉱においてこのように災害が多いのでしょうか。その大きな要因は、左記の項目に集約することができますと判断いたします。

- 一、会社の姿勢があまりにも生産優先に固守し、保安が軽視されていること。
- 二、人員不足が年々深刻となり、保安作業に従事する人員が不足していること。
- 三、一般職に対する教育のあり方が一方通行であり、現場の保安を全員で考え、改善するための討議の場がないこと。
- 四、日常の管理者、保安監督員、現場係員、保安担当者等の現場巡回による指摘や、それに基づく対策のあり方について再検討の必要があること。
- 五、保安規則・規程や災害対策など決められた事項を現場において全員が守り、実行する態勢を早急に確立すること。
- 六、現場の不安箇所については、ただちに作業を中止し、早めに対策を講じるための係員教育が不十分であること。
- 七、その他。

今次災害の問題点

今次災害が発生した箇所は、西五片払面を作るための坑道掘進作業中に、約横幅五・五メートル、長さ十四メートル、天井三メートル、三・五メートルの全面崩落によって三名が生き埋めとなる災害であります。そこで現場の状況から判断して、いくつかの問題点が指摘されます。

一つは、これだけの大崩落がある場合は、当然以前から一定の荷圧がきて、金梁にたわみが出ることが常識ですが、その場合、早めに打ち柱や枠縫いを行い、天井固めをすることによって崩落を防止する対策が必要であります。しかし、今次災害箇所が災害以前にどのような状況であったのかは、今次災害の原因究明にとって大きな問題点になることは明らかであります。

三池労組保安団交申し入れ

国内炭縮小の方向が明らかとなった第九次石炭政策の中で

現在、労働組合や行政・各団体など、街をあげて三池炭鉱の維持・存続をはかる運動を取り組んでいる矢先、今次災害は内外的に大きな影響を与えると同時に、厳しい批判を受ける結果となりました。

一方、メタンガス着火事故かくしによる司法捜査による社会的な制裁や、常一審の三交代強化強行などに対して、組合は一貫して保安が憂慮されることを指摘し、改善を求め続けてきました。まさにその指摘が現実のものとなり、会社に対して憤りを禁じえません。

三池労組は、二度と再び重大災害を起こさないために、今次災害を教訓として、保安の抜本的な改善を求めていきます。

「要求内容」

- 一、今次災害について詳細な状況説明を行い、責任の所在を明らかにすること。
- 二、今次災害の原因と対策を明らかにすること。
- 三、保安管理者、担当係長・係員、保安担当者の保安管理、チェック体制に万全を期すると共に、下記事項について明らかにすること。
- ① 日常の保安巡回、指摘事項、改善事項、後チェックはどうなっているか。
- ② 保安管理上の指揮系統が明確になっているか。
- ③ 各切羽、私の作業前後、マイト使用前後の状況報告はどうなっているか。
- ④ 保安管理センターとの連絡や安全確認、作業指示はどうなっているか。
- ⑤ その他。
- 四、日常的な坑道保安の人員確保の現状と今後の対応について明らかにすること。
- 五、天井・側壁不良の箇所については、枠縫い、柱打ちを併用して保坑する基準を定めること。
- 六、なお、ロックボルトの使用については、その目的・役割など技術的な判断を適確にすること。
- 六、払面作りに使用している五・五m金梁・木脚については、荷圧対策上の再検討を行い、天井・側壁悪化が予測できる箇所は三つ組み枠を使用すること。
- 七、その他。